

労働者の定期健康診断： 企業は何をすべきか、違反するとどうなるか？

2026年9月10日から政令第283/2026号により処罰

根拠：2015年労働安全衛生法第21条・第27条、政令第283/2026/ND-CP号第33条

2026年10月31日の期限

2026年10月31日の期限は、法律の定めか、地方の定めか？

全国に適用される法律

使用者は、毎年、労働者に対し少なくとも1回の健康診断を実施しなければなりません。法律は具体的な期限日を定めていません。

2015年労働安全衛生法第21条第1項

ホーチミン市内務局の公文

内務局は、市内の企業および事業体に対し、2026年10月31日までに労働者の100%が定期健康診断を受けるよう確保することを求めています。この公文は罰則を定めていません。

2026年8月17日付公文第16093/SNV-VLATLD号

2026年10月31日の期限は、ホーチミン市内の企業に適用されます。他の地方では別途の指針がある可能性があります。

誰が、どのくらいの頻度で、何を受診する必要があるか？

1 年に少なくとも1回の受診

使用者は、労働者に対し、年に少なくとも1回の健康診断を実施します。

労働安全衛生法第21条第1項

2 特定の対象：少なくとも6か月に1回

重筋労働、有害、危険な職種・業務、または特に重筋労働、有害、危険な職種・業務に従事する労働者、障害のある労働者、未成年の労働者、高齢の労働者。

労働安全衛生法第21条第1項

3 定期健康診断での追加項目

女性労働者は産婦人科の診察を受けなければなりません。職業病を引き起こすおそれのある要因にさらされる環境で働く労働者は、職業病の発見のための検査を受けなければなりません。

労働安全衛生法第21条第2項

4 定期健康診断以外の受診

業務に配置する前、より重筋労働で有害・危険な業務へ転換する前、および労働災害または職業病から回復して業務に復帰する前に実施します。

労働安全衛生法第21条第3項

どこで受診し、どの様式を使い、費用は誰が負担するか？

5 要件を満たす医療機関

労働者の健康診断および職業病の発見のための検査は、専門・技術上の要件と条件を満たす医療機関で実施します。

労働安全衛生法第21条第4項

6 新様式による健康診断書類

2026年7月1日から、満18歳以上の者の健康診断および定期健康診断の書類は、新しい付録XXIVの第03号様式によります。定期健康診断では、臨床補助検査は医師の指示がある場合に実施します。

通達第32/2023/TT-BYT号第34条第3項、第36条第3項
b号（通達第25/2026/TT-BYT号第2条により改正）

7 企業が負担する費用

健康診断および職業病の発見のための検査の費用は使用者が負担し、法人所得税法に基づき課税所得を算定する際に損金として処理されます。

労働安全衛生法第21条第6項

健康診断の後

健康診断の後、企業はさらに何をすべきか？

8 健康記録の作成

労働者の健康記録、および職業病にかかった労働者の健康記録を作成し、管理します。

労働安全衛生法第27条第2項

9 結果の通知

健康診断および職業病発見検査の結果を、労働者に通知します。

労働安全衛生法第27条第2項

10 業務の調整

職種・業務ごとの健康基準と診断結果に基づき、適切な業務に配置します。

労働安全衛生法第27条第1項

11 毎年の報告

労働者の健康管理の状況を、権限を有する保健分野の国家管理機関に報告します。

労働安全衛生法第27条第2項

ホーチミン市に特有の事項

公文第16093/SNV-VLATLD号は、企業に対し、健康診断の完了後3日以内に、保健局が提供するリンクを通じて労働者の受診結果を更新するよう求めています。

罰則

企業が健康診断を実施しない場合、いくら罰金が科されるか？

違反行為	個人の罰金額	企業の罰金額（2倍）	根拠
労働者に対する定期健康診断または職業病発見検査を実施しないこと	労働者1人当たり100万ドンから300万ドンまで	労働者1人当たり200万ドンから600万ドンまで	政令第283/2026/NĐ-CP 号第33条第2項
より重筋労働で有害・危険な業務へ転換する前、または労働災害・職業病から回復して復帰する前に、健康診断を実施しないこと	労働者1人当たり500万ドンから1,000万ドンまで	労働者1人当たり1,000万ドンから2,000万ドンまで	政令第283/2026/NĐ-CP 号第33条第3項

企業は組織に当たるため、罰金額は個人に対する罰金額の2倍です（政令第283/2026/NĐ-CP号第7条第1項、第7条第2項b号）。

第33条第2項の行為に対する是正措置：労働者に対する健康診断・職業病発見検査の実施を命じます。労働者がすでに自費で受診した場合は、その検査費用の支払いを命じます（第33条第11項a号）。

2026年10月31日の期限を過ぎた場合

2026年10月31日までに健康診断を終えられなかった場合、どの根拠で処理されるか？

法律

第21条第1項は毎年の健康診断の実施を求めており、具体的な期限日を定めていません。

労働安全衛生法第21条第1項

ホーチミン市の公文

公文第16093/SNV-VLATLD号は2026年10月31日までの完了を求めており、罰則は定めていません。

2026年8月17日付公文第16093/SNV-VLATLD号

罰則を定める政令

第33条第2項は、労働者に対する定期健康診断を実施しない行為を処罰し、健康診断の実施または検査費用の支払いを命じる是正措置を併せて定めています。

政令第283/2026/ND-CP号第33条第2項、第33条第11項a号

今年まだ健康診断を実施していない企業は、罰則を受けるリスクを避けるため、早めに完了することをお勧めします。

お問い合わせ

DEDICAの弁護士と法律専門家のチームが、いつでもサポートいたします。今すぐご連絡いただければ、専門的な法律相談とサービスをご提供します。

企業・投資
刑事・犯罪

継続的法律顧問
M&A（合併・買収）

紛争解決
商標・著作権



住所

ホーチミン市 スアンホア区 ハイバーチュン通り171番地 A&Tビル11階



電話

+84 39 969 0012



メール

david@dedica-law.com



ウェブ

www.dedica-law.com



今すぐお電話いただくか、メッセージを残してご相談ください。